

大塚産業マテリアル株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：女性労働者の職域拡大として、職務内容に捉われず全ての職に女性を配置する。

<取り組み>

- 令和3年4月～ 女性活躍および能力開発に向けた研修の実施
- 令和4年4月～ 主に管理職を対象とした女性労働者の育成に関する研修の実施
- 令和5年4月～ 家庭との両立とキャリアアップを図るための業務体制の見直し

目標2：全従業員の1か月あたり平均所定外労働時間を10時間以内とする。

<取り組み>

- 令和3年4月～ 情報共有ツールやシステムの導入により、会議時間の短縮
- 令和4年4月～ 退社時間を社員間で共有することによりタイムマネジメントを向上させる
- 令和4年4月～ RPA・AIなどの導入による業務効率改善

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均6.5日以上にする

<取り組み>

- 令和3年4月～ 時間単位での有給休暇取得を可能にする制度を導入し、取得しやすくする
- 令和3年4月～ 部門ごとに取得目標を設定し、周知をする
- 令和3年4月～ 取得ができていない労働者の上長に対して有給休暇取得を促す

目標 4：テレワークの導入

<取り組み>

- 令和 4 年 4 月～ テレワーク制度の導入範囲や形態を精査し、社内ルールの土台を作成する
- 令和 4 年 9 月～ テレワークを試行導入し、効果測定を行なう
- 令和 5 年 4 月～ 就業規則および関連する諸制度の策定